

楽しく学べる 仕事がわかる!

平成21年5月15日発行（毎月2回1日・15日発行）
第43巻 第10号 通巻749号
昭和42年5月6日第3種郵便物認可

5.15
2009

パンクビジネス

特別企画

ねんきん定期便の見方と
チェックポイント

連載

ワンランク上をいく
相続対策アドバイス

高齢者と金融取引
こんなときどうする!?

特集

テラーのための
預かり資産セールス
基礎のキソ



ワンランク上をいく

相続対策 アドバイス

第2回

落合会計事務所

古井洋平

法定相続分と 相続税の総額の計算方法



▼落合会計事務所のホームページはこちら
URL <http://www.ochiaikaikei.com/>

被相続人（亡くなつた人）が
残した財産（課税財産）の
合計額から、債務等の合計額を差
引いた金額を「課税価格」とい
い、課税価格からさらに差し引く
ものが「基礎控除額」です。基礎
控除額を求める算式は「 50000
 $\text{万円} + (\text{10000万円} \times \text{相続人の
数})$ 」となります。

では、どのような人が「相続
人」となるのでしょうか。
厚生労働省発表の「平成19年簡
易生命表」によると、日本人の平
均寿命は男性79・19歳、女性
85・99歳で、女性の平均寿命の
ほうが約7歳長く、夫が先に亡く
なることが多いっています。

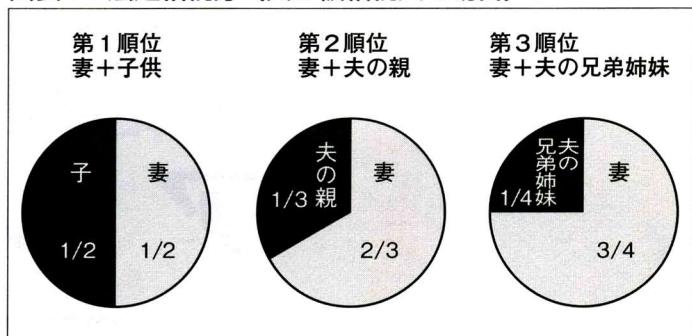
夫が先に亡くなると、妻は必ず
相続人となり、さらに子供がいる
場合は「妻と子」、子供がない
かかることになります。

相続が起きたとき、被相続人の
課税価格が50000万～60000
万円くらいであれば、ひとまず基
礎控除額以内なので「相続税は支
払えるだらうか?」という心配は
不要なわけです。

基礎控除額を差し引いて 課税遺産総額を求める

場合には、「妻と夫の親」、子供も
親もない場合には、「妻と夫の兄
弟姉妹」が相続人となります。妻
と子供がいる場合は、第2、第3
順位の「夫の親」、「夫の兄弟姉
妹」は相続人にはならないので注
意してください。

図表1 法定相続分（夫が被相続人の場合）



図表2 相続税の速算表

法定相続人の取得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	—
1000万円超～3000万円以下	15%	50万円
3000万円超～5000万円以下	20%	200万円
5000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～3億円以下	40%	1700万円
3億円超	50%	4700万円

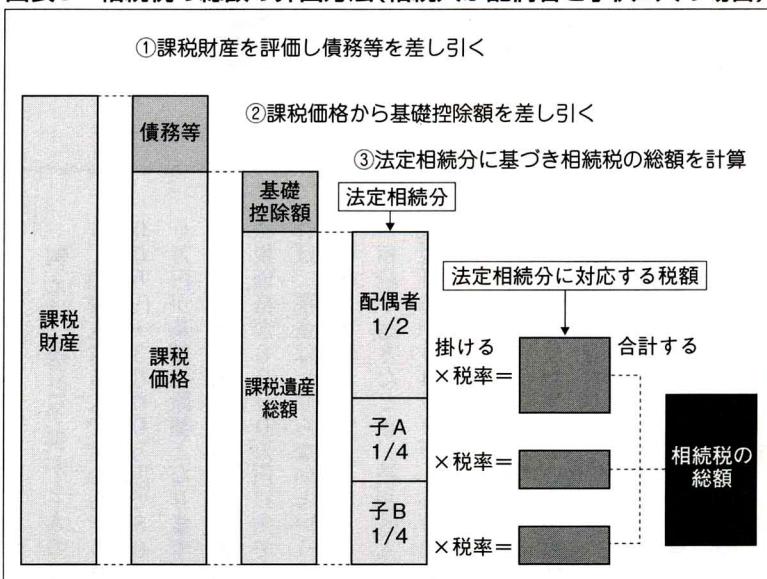
それでは、妻と子供2人が相続人のケースで、課税価格が1億円の場合に、課税遺産総額がいくらになるかを考えてみましょう。

先述のとおり、相続人が3人の場合の基礎控除額は8000万円ですから、1億円からこれを差し引くと課税遺産総額は2000万円となり、この2000万円に税金がかかることになります。

課税遺産総額まで計算ができた

ら、次は「法
定相続分」に
基づいて、相
続税を計算し
ます。

図表3 相続税の総額の算出方法(相続人が配偶者と子供2人の場合)



各相続人の相続税額を計算します。各相続人が実際に財産を分けて、各人がどのくらい納税するかというのを、その次の段階となります。法定相続分で分けるのは、あくまでも相続税の総額を算出するためです。

**法定相続分で分けたと仮定し
相続税の総額を算出**

図表
1

というように決められています

妻が3分の

か妻と夫の両親

の1、相続人

の1、子供が

ば、妻が2分

人が妻と子供

た相続害合の
ことで、相続

つて決められ

法定相続分

ます。

基づいて、相

ら、次は「法

◀お客様にはこんなアドバイスを！

私の財産は不動産ばかりで
すぐに換金できないので
万一のときに妻や子供に相続税で
負担をかけないか心配です。



それでは、相続人が妻と子供2人、課税価格が1億円のケースで相続税の総額がいくらになるかを考えてみましょう。

先ほどの計算のとおり、課税遺産総額は20000万円となります。法定相続分は妻の取得金額が2分の1の1000万円、子供2人の取得金額がそれぞれ4分の1で500万円ずつとなります。

取得金額1000万円以下の税率は10%のため、妻は1000万円×10%で100万円、子供はそれぞれ500万円×10%で50万円ずつとなり、相続税の総額は200万円となります。

つまり、国としてはこの相続人3人に「被相続人の財産をどんな分け方をしてもいいから、全員で最終的に200万円の相続税を支払ってください」ということになります。

相続税の総額を先に計算する理由は、どのように財産を分けても、相続人全員で支払う税金を同じ金額にするためです。財産がどんなに多くても、計算の流れは変わりません。

**相続税は財産が多いほど
税率が高くなる仕組み**

ところで、図表2のように相続税は「累進課税」といって、財産が多くれば多いほど、税率は高くなる仕組みになっています。

例えば、課税価格が5億円となると、相続人が妻と子供2人の場合であれば、相続税の総額は1億1700万円になります。課税価格は5倍ですが、相続税額は58・5倍にもなってしまうのです。

相続が起こった際に、被相続人の財産が不動産などすぐに売れないものばかりで、相続税が高くなると、納税が大きな負担になってしまいます。

今回の基礎控除額と法定相続分を理解しておけば、課税価格からおおまかな相続税額を算出することができます。相続税を算出する基本となりますので、よく覚えておきましょう（図表3）。

さて、今回は、相続税の総額を求めるところまでお話ししました。次回は各人が納める税金の計算についてお話しします。